

市街化調整区域に立地する公共公益施設

都市計画法第34条第14号又は同法施行令第36条第1項第3号ホに基づき許可する、市街化調整区域に立地する公共公益施設について、下記のすべての要件に該当するものは、開発審査会に付議することができるものとする。

記

- 1 本基準による公共公益施設とは、さいたま市の各種整備計画等に位置付けられている公共公益施設であって、各施設の担当所管と都市局において調整が調った、以下のものをいう。
  - (1) 社会福祉施設  
社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいう。
  - (2) 医療施設  
医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所をいう。
  - (3) 教育施設  
学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。
  - (4) 介護老人保健施設  
介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設（社会福祉施設を除く。）をいう。
- 2 申請者
  - (1) 公共公益施設を自らが設置し、維持管理についても自ら永続的に行う者。
  - (2) 公共公益施設を運営するにあたって、個別法による資格、免許、又は許可等（以下「資格等」という。）を必要とする場合は、当該資格等を取得している者、又は取得する見込みが明らかである者。
- 3 土地等  
次のいずれにも該当すること。ただし、公共公益施設を複合する場合であって、複合する全ての施設が法第34条第1号審査基準に適合する公共公益施設であるときは、この限りでない。
  - (1) 申請地
    - ア 鉄道又は埼玉新都市交通伊奈線の駅より半径2キロメートルの圏内に存すること。  
ただし、社会福祉施設及び介護老人保健施設のうち「さいたま市社会福祉法人設立認可等審査委員会」等で事業承認され、各施設の担当所管が必要と認めた施設は、この限りでない。
    - イ 面積は、5ヘクタール未満とすること。
    - ウ 主となる道路に10メートル以上接していること。
  - (2) 予定建築物  
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合は、10分4以下とすること。  
規模は、高さ15メートル以下で、かつ、建築基準法に適合するものであること。
  - (3) 敷地内緑化  
さいたま市みどりの条例第19条に規定された協議において、さいたま市緑化指導基準に適合したものであること。なお、当該基準に規定されている敷地面積に対する緑地の割合を25パーセント以上とすること。
- 4 都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに該当するものは、法第33条第1項第2号及び4号に規定する基準を勘案して、支障が無いものにする事。
- 5 その他  
他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等（見沼土地利用承認を含む。）が受けられ

るものであること。

附 則

- 1 この基準は、平成19年11月30日から施行する。(平成19年11月28日 都市局長決裁)
- 2 当該基準施行日より前に都市計画法施行規則第60条による証明を受け、建築基準法第6条の規定による確認申請を行い確認済証の交付を受けていない公共公益施設にあつては、平成20年11月29日までの間、本基準の要件3及び4は適用しない。

附 則

この基準は、平成21年7月1日から施行する。(平成21年3月31日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成22年10月1日から施行する。(平成22年8月18日 都市局長決裁)

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この基準の施行の日の前日までに、都市計画法第29条、第35条の2、第42条又は第43条の規定によりされた許可の申請に係る開発審査会に付議することができる基準については、なお従前の例による。  
(平成22年4月30日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。(平成24年3月19日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。(平成27年3月4日 都市局長決裁)

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。(平成31年3月6日 都市局長決裁)